

年 発 0121 第 2 号
令和 4 年 1 月 21 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長
（公印省略）

「確定拠出年金制度について」の一部改正について

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号）が令和 2 年 6 月 5 日に公布されたところであるが、今般、確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 244 号）が令和 3 年 9 月 1 日に、確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 13 号）が令和 4 年 1 月 21 日にそれぞれ公布されたこと等を踏まえ、「確定拠出年金制度について（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号）」の別紙を別添のとおり改正し、別添を令和 6 年 12 月 1 日より適用することとしたので、よろしくお取り計らい願いたい。

確定拠出年金制度について（平成13年8月21日年発第213号） 新旧対照表

新	旧
<p>第1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 事業主掛金に関する事項</p> <p>(1) 「定額」の内容</p> <p>事業主掛金について、「定額」とする場合には、基本的には、当該企業型年金加入者の全員が同額の事業主掛金額となるようにしなければならないこと。<u>ただし、確定給付企業年金等の他制度の加入の有無等により、一定の企業型年金加入者に係る拠出限度額がその「定額」を下回る場合は、当該企業型年金加入者についてはこの限りでない。なお、当該企業型年金加入者については、公平性の観点から、個々人の拠出限度額と同額の事業主掛金額となるようにしなければならないこと。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 企業型年金加入者間で事業主掛金額に差を設ける場合<u>((1) ただし書きに該当する場合を除く。)</u>にあつては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど事業主掛金額に差を設けることにつき合理的な理由があること。</p> <p>(5)～(10) (略)</p>	<p>第1 企業型年金規約の承認基準等に関する事項 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2. 事業主掛金に関する事項</p> <p>(1) 「定額」の内容</p> <p>事業主掛金について、「定額」とする場合には、基本的には、当該企業型年金加入者の全員が同額の事業主掛金額となるようにしなければならないこと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 企業型年金加入者間で事業主掛金額に差を設ける場合にあつては、「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」の「基本的な考え方」を踏まえ、労働協約等における給与及び退職金等の労働条件が異なるなど事業主掛金額に差を設けることにつき合理的な理由があること。</p> <p>(5)～(10) (略)</p>

3. 企業型年金加入者掛金に関する事項

(1)～(5) (略)

(6) 企業型年金加入者掛金の額及び拠出区分期間の変更に関する取扱いは、以下のとおりであること。

①～④ (略)

⑤ 令第6条第4号ハ又は確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。以下「施行規則」という。）第4条の2第1号、第3号及び第4号に関する内容を企業型年金規約にあらかじめ定めていて、企業型年金加入者が令第6条第4号ハ又は施行規則第4条の2第1号、第3号及び第4号に掲げる場合に該当したときは、企業型年金加入者から事業主に対する変更の指図は不要であること。

ただし、企業型年金加入者掛金の額を指図なしに変更を行った場合は、当該加入者に対し速やかにこれを報告するものであること。

⑥ 企業型年金加入者が施行規則第4条の2第6号に掲げる場合に該当したときは、企業型年金加入者がその加入者資格を喪失することに伴い企業型年金加入者掛金を拠出する場合における企業型年金加入者掛金の額について、資格を喪失しなかった場合の当該期間を含む拠出に係る期間の拠出予定額から、当該額を資格を喪失した場合の拠出に係る期間の月数で按分した額に変更する場合であること。

(7)・(8) (略)

4・5 (略)

6. 厚生年金基金等からの脱退一時金相当額等の移換に関する事項

企業型年金に厚生年金基金及び確定給付企業年金の脱退一時金相当額並びに企業年金連合会の年金給付等積立金若しくは積立金（以下「脱退一

3. 企業型年金加入者掛金に関する事項

(1)～(5) (略)

(6) 企業型年金加入者掛金の額及び拠出区分期間の変更に関する取扱いは、以下のとおりであること。

①～④ (略)

⑤ 令第6条第4号ハ又は確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号。以下「施行規則」という。）第4条の2第1号から第3号に掲げる場合は、あらかじめ、企業型年金規約に定めるときは、加入者から事業主に対する変更の指図は不要であること。

ただし、企業型年金加入者掛金の額を指図なしに変更を行った場合は、当該加入者に対し速やかにこれを報告するものであること。

⑥ 施行規則第4条の2第5号に掲げる場合は、企業型年金加入者がその加入者資格を喪失することに伴い企業型年金加入者掛金を拠出する場合における企業型年金加入者掛金の額について、資格を喪失しなかった場合の当該期間を含む拠出に係る期間の拠出予定額から、当該額を資格を喪失した場合の拠出に係る期間の月数で按分した額に変更する場合であること。

(7)・(8) (略)

4・5 (略)

6. 厚生年金基金等からの脱退一時金相当額等の移換に関する事項

企業型年金に厚生年金基金及び確定給付企業年金の脱退一時金相当額並びに企業年金連合会の年金給付等積立金若しくは積立金（以下「脱退一

時金相当額等」という。)を移換する場合においては、企業型年金規約に、個人別管理資産に充てる移換額、企業型年金加入者等が通算加入者等期間に算入すべき算定基礎期間の範囲を記載するものとする。

7・8 (略)

9. 企業型年金規約の備置き及び閲覧に関する事項

法第4条第4項の規定に基づき、事業主は、企業型年金規約を実施事業所ごとに備え置き、その使用する第一号等厚生年金被保険者(法第9条第2項第2号に該当する者を除く。)の求めに応じ、これを閲覧させていること。

なお、

- ・ 施行規則第4条の3に規定する電磁的方法による規約の備置きとは、社内イントラネット等において規約を掲示するような方法をいうこと。
- ・ 同一の規約で複数事業主が加入する企業型年金の場合は、他の事業主に関する内容を開示すると、企業型年金加入者が混乱することも考えられることから、事業主が企業型年金規約を開示する際には当該事業主の事業所に関わる部分のみ開示して差し支えないこと。

10・11 (略)

第2～第11 (略)

第12 企業型年金の加入者の資格を喪失した者に係る脱退一時金の支給の請求に関する事項

企業型年金を実施する事業主は、厚生年金基金等からの資産移換又は脱退一時金相当額等の移換が見込まれる企業型年金加入者が、当該資産

時金相当額等」という。)を移換する場合においては、企業型年金規約に、個人別管理資産に充てる移換額、加入者等が通算加入者等期間に算入すべき算定基礎期間の範囲を記載するものとする。

7・8 (略)

9. 企業型年金規約の備置き及び閲覧に関する事項

法第4条第4項の規定に基づき、事業主は、企業型年金規約を実施事業所ごとに備え置き、その使用する第一号等厚生年金被保険者(法第9条第2項第2号に該当する者を除く。)の求めに応じ、これを閲覧させていること。

なお、

- ・ 施行規則第4条の3に規定する電磁的方法による規約の備置きとは、社内イントラネット等において規約を掲示するような方法をいうこと。
- ・ 同一の規約で複数事業主が加入する企業型年金の場合は、他の事業主に関する内容を開示すると、加入者が混乱することも考えられることから、事業主が企業型年金規約を開示する際には当該事業主の事業所に関わる部分のみ開示して差し支えないこと。

10・11 (略)

第2～第11 (略)

第12 企業型年金の加入者の資格を喪失した者に係る脱退一時金の支給の請求に関する事項

企業型年金を実施する事業主は、厚生年金基金等からの資産移換又は脱退一時金相当額等の移換が見込まれる加入者が、当該資産の移換前に

の移換前に資格喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、確定拠出年金制度が老後のための年金制度であることに鑑み、脱退一時金の支給を請求せずに、移換が見込まれる資産と合わせて引き続き個人別管理資産を運用することが望ましいことを十分説明すること。

資格喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、確定拠出年金制度が老後のための年金制度であることに鑑み、脱退一時金の支給を請求せずに、移換が見込まれる資産と合わせて引き続き個人別管理資産を運用することが望ましいことを十分説明すること。